	平成2	28年	第3回	国基山	町議	会	(定例:	会) 会計	議録	长(复	第1	日)				
招集年月日 平成28年9月2日																
招集の場所	基	Щ	町議	会議	場											
開閉会日時	開会	平	成 28年	手 9 月	2	3	9 時		時30分		長	鳥	飼	勝	美	
及び宣告	散会	平	成 28年	手 9 月	9月2日		1 :	3 時 3 1 分		議	長	鳥	飼	勝	美	
	議席 番号		氏	名	名		席等 別	議席 番号		氏		名			出席等の別	
応 (不応)	1番		松石	健	児		出	8番		河	野	保	久		出	
招議員及び 出席並びに	2番		大久保	由美	由美子		出	9番	重松		松	一徳		出		
欠席議員	3番		末次		明		出	10番		大	山	勝	代		出	
出席13名	4番		桒 野	久	明		出	11番		品	Ш	義	則		出	
欠席0名	5番		久保山	義	明		出	12番		松	石	信	男		出	
	6番		牧 薗	綾	子		出	13番		鳥	飼	勝	美		出	
	7番		木 村	照	夫		出									
会議録署名議員 3番				7	末 }	欠		明	4 番	4	桒	野	予 夕		明	
職務のため議場に (事 出席した者の職氏名 鶴				務局長 田		美		.長) .保山	晃	治		(書記 髙		英	斗	
	町		長	松	田	_	也	産業	振	軋 課	長	土	田	竜	_	
	副	削 町 長			井	英	良	まちつ	り課長		冏	部	_	博		
地方自治法 第 1 2 1 条	教	育	長	大	串	和	人	建部	ī. Z	課	長	古	賀		浩	
第1項に	総務1	至 重	可課 長	熊	本	弘	樹	会 計	管	理	者	木	村		司	
より説明の	財 政				本	好	昭	教育学習課長 こども課保育園長				内	Щ	+	郎	
ため出席	税務				野	裕	志					髙	木	久	幸	
した者の職氏名	住民生				永	宏	之	まちづ	くり	課参	多事	毛	利	博	司	
机人口	健康補	畐 社	上課長	中	牟田	文	明	教育学	習課	図書館	館長	天	本	洋	_	
	こど	ŧ	課長	鶴	田	し	かぶ	代表	監 2	至委	員	過	能	義	隆	
議事	日程			別紙のとおり												
会議に付した事件				別紙のとおり												
会 議 の		別紙のとおり														

会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		町政報告
		提案理由説明
日程第4	議案第32号	基山町犯罪被害者等支援条例の制定について
日程第5	議案第33号	基山町空家等の適切な管理及び活用促進に関する条例の制定
		について
日程第6	議案第34号	基山町空家等対策協議会設置条例の制定について
日程第7	議案第35号	基山町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正につい
		τ
日程第8	議案第36号	基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め
		る条例の一部改正について
日程第9	議案第37号	基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正に
		ついて
日程第10	同意第3号	基山町教育長の任命につき同意を求めることについて
日程第11	同意第4号	基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについ
		T
日程第12	同意第5号	基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについ
		T
日程第13	議案第38号	平成28年度基山町一般会計補正予算(第2号)
日程第14	議案第39号	平成28年度基山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第15	議案第40号	平成28年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1
		号)
日程第16	議案第41号	平成28年度基山町下水道事業会計補正予算(第2号)
日程第17	認定第1号	平成27年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第18	認定第2号	平成27年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
		について
日程第19	認定第3号	平成27年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認

定について

日程第20 認定第4号 平成27年度基山町下水道事業会計決算の認定について

日程第21 報告第4号 平成27年度基山町財政健全化判断比率等の報告について

日程第22 報告第5号 基山町一般会計継続費精算報告について

日程第23 報告第6号 教育委員会事務事業点検及び評価報告について

日程第24 決算特別委員会の設置について

~午前9時30分 開会~

〇議長(鳥飼勝美君)

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしま した。

ただいまから平成28年第3回基山町議会定例会を開会します。

日程第1 会議録署名議員の指名

〇議長(鳥飼勝美君)

日程第1.会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、基山町議会会議規則第127条の規定により、末次明議員と桒野久明議員を指名します。

日程第2 会期の決定

〇議長(鳥飼勝美君)

日程第2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会日程案どおり、本日から16日までの15日間と決するに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定いたしました。

日程第3 町政報告

〇議長(鳥飼勝美君)

日程第3. 町政報告を議題とし、町政報告を求めます。松田町長。

〇町長(松田一也君) (登壇)

皆さん、おはようございます。ちょっと風邪気味で喉の調子がよくないので、お聞き苦し い点もあると思いますけど、よろしくお願いいたします。

本日は、平成28年第3回定例町議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には御出席 いただきましてまことにありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が「基山町犯罪被害者等支援条例の制定について」外5件、人事案件が「基山町教育長の任命につき同意を求めることについて」外2件、予算案件が「平成28年度基山町一般会

計補正予算(第2号)」外3件、決算認定案件が「平成27年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について」外3件となっております。これらについて御提案申し上げ、審議いただきたいと考えております。

また、報告事項として「平成27年度基山町財政健全化判断比率等の報告について」外2件をお願いいたしております。

それでは、早速でございますが、町政報告に移らせていただきます。

まず、一部事務組合等の会議の報告でございます。

鳥栖地区広域市町村圏組合議会定例会が8月26日に開催され、平成27年度一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出決算認定について等の全4議案が審議され、原案どおり可決されました。

また、鳥栖・三養基地区消防事務組合議会定例会も同日開催され、補正予算及び平成27年 度歳入歳出決算認定についての2議案が審議され原案どおり可決されました。

次に、6月、7月の豪雨の被害についてでございます。

6月22日から23日にかけての梅雨前線による豪雨では、役場の雨量計で降り始めからの総雨量が226ミリ、1時間当たりの最大雨量は、22日午前5時の1時間に35ミリを計測しました。

町では、6月19日から大雨が降り続いていたことや今後も降り続くことが予想されたため、自主避難所を町民会館に開設しました。その後、土砂災害警戒情報や大雨洪水警報が発令されたため、災害対策本部を設置するとともに、ほぼ同時刻に避難準備情報を発令し、住民に対し避難準備の呼びかけを防災行政無線、エリアメール、ホームページ、フェイスブックで周知するとともに、土砂災害特別警戒区域の世帯への電話連絡を行いました。また、民生委員等とも連携し要支援者への電話連絡も行いました。この大雨により町民会館に自主避難された方は4世帯10名でした。

6月の大雨による被害は、林道被害が1件発生しましたが、公共災害、それから農地災害 についての被害箇所はありませんでした。

また、7月12日から13日にかけての梅雨前線による豪雨では、役場の雨量計で降り始めからの総雨量が128ミリ、1時間当たりの最大雨量は、13日午前10時の1時間に23ミリ計測しましたが、幸いにしてこの大雨による大きな被害箇所はありませんでした。

次に、消防関係の訓練についてでございます。

基山町消防団の夏季訓練を8月21日基山町営球場で行いました。訓練は、各部対抗による 消防操法大会を実施し、ポンプ操法の技術向上を図りました。各部とも日ごろの練習の成果 を発揮した見事な操法が披露されました。

次に、選挙関係についてでございます。

7月10日に執行されました第24回参議院議員通常選挙は、選挙権年齢が18歳に引き下げられて、初めての選挙となりました。投票率は、前回の第23回参議院議員通常選挙に比べ、佐賀県全体では4.18%増加し、56.69%となり、基山町では3.27%増加し、63.21%となりました。

次に、地方創生事業についてでございます。

基山町まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、7月12日に基山町まち・ひと・ しごと創生推進会議を開催し、平成27年度の評価及び平成28年度以降の戦略の見直しについ て協議いたしました。

また、地方創生加速化交付金で採択となりました「魅力ある空間形成プロジェクト事業」 につきましては、それぞれの事業展開に向け準備作業中でございます。本年第2回定例会に て御承認いただきました地方創生推進交付金事業につきましては、全事業満額で採択となり ましたので実施に向けて鋭意努力しているところでございます。

次に、定住促進に関する事業についてでございます。

8月1日より、子育で・若者世帯の住宅取得補助金と新婚世帯家賃補助金の受け付けを開始いたしました。8月末現在の申請受け付けの状況については、子育で・若者世帯の住宅取得補助金が26件、新婚世帯家賃補助金が10件となっております。

次に、「第29回きのくに祭り」についてでございます。

7月23日、「第29回きのくに祭り」が開催されました。晴天のもと町内外から多くの方々にお越しいただきました。昨年度は、台風接近のため中止し、2年ぶりの開催となりましたが、綱引きを初めパレードや総踊りなど多くの町民が参加するとともに、まちなか公民館では「子供将棋大会」が開催されるなど新しい取り組みも行われ、多くの人出でにぎわいました。

来年は、「きのくに祭り」が生まれ30回目を迎えます。記念すべき年に、さらに町民から 愛される盛大なお祭りになるよう、今後検討していきます。

次に、「2016草守基肄(くさすきぃ)世界大会」についてでございます。

昨年、基肄城築造1350年事業で行いました草スキー大会が大変好評であったことから、今後、基山町の夏場の観光コンテンツとして仕立て、世界へ向かって基山町を発信していくことを目指して「草守基肄(くさすきい)世界大会」と銘打って開催しました。

当日は、天候にも恵まれ、海外 5 カ国から外国人34人を含め、延べ160人の選手と保護者など総勢約250人の参加となりました。年配の方は昔を懐かしみつつ、お孫さんに草スキーの楽しさを通じて基山町の歴史を語られたり、外国の方にも草スキーの楽しさを知ってもらうなどよいイベントとなりました。

今後も、佐賀県の観光コンテンツとしても取り上げられるよう、内容の充実を図ってまいります。

次に、健康増進対策についてでございます。

生活習慣病予防や疾病の早期発見のため総合健診として特定健診及び各種がん検診を5月、6月に14日間実施しました。

受診日の事前予約制による待ち時間短縮や特定健診とがん検診の同日受診など効率的な対応を図るとともに、働く子育て世代のため土日健診の実施や託児日の設定を行いました。

また、今年度より心原性脳梗塞の早期発見のため、特定健診に心電図検査の実施や特定検 診後の保健指導を「健診結果説明会」として実施しました。

次に、放課後児童クラブについてでございます。

夏季休業中にひまわり教室利用希望者がふえましたので、本年度も、基山小学校のランチルームを借用し、C教室の運営を行いました。本年度は、エアコン設置後、初めての利用となり、子どもたちも快適に過ごすことができました。

次に、青少年健全育成事業関係でございます。

8月10日、11日に基山町青少年育成町民会議主催の青少年夏季研修自然体験登山を基肄山 歩会の協力を得て黒髪山へ登山を実施いたしました。登山には小・中学生28名が参加し、鎖 やロープを伝って登る険しい場所や長い階段も、全員元気よく登り、頂上に着くことができ ました。下山後は、ロープを使ったキーホルダーづくりを体験しました。

次に、環境美化活動についてでございます。

6月5日午前中に、町民の皆さんの御協力をいただき、県内一斉ふるさと美化活動が実施されました。区ごとに道路や公園等に散乱しているごみ清掃や除草活動が行われました。当日回収されたごみの量は、可燃ごみが約7,400キログラム、缶類約170キログラム、瓶類約70

キログラム、ペットボトル約30キログラム、不燃物ごみ約200キログラム、全体で約7,870キログラムでございました。

次に、親子で川の生き物調査事業についてでございます。

この事業は鳥栖市との連携事業でございます。「親子で川の生き物調査隊~水生生物調査~」を7月24日に宮浦共同乾燥場付近の実松川で行いました。この調査は川底にすむ生き物の種類や数を調べることによって、その川の実態を知るもので、川を守り、川をよくしていこうという意識を高めることを目的としています。対象者は小学校3年生から6年生の児童とその保護者で、基山町から2組、鳥栖市から4組、計6組14名の参加がありました。また、8月6日に同様の調査を鳥栖市川内ダム河川プール横の大木川にて実施し、こちらは16組38名の参加がありました。

次に、家庭用合併浄化槽の設置補助についてでございます。

生活排水による河川の汚れを防ぐため、し尿と生活雑排水をあわせて処理する家庭用合併 浄化槽の設置に補助金を交付しています。4月からの申し込み件数は、現在5人槽が5件、 7人槽が3件、計8件となっております。今後も継続して設置補助の募集を行っていきます。 次に、基山中学校エアコン設置事業についてでございます。

快適な学習環境整備と学力向上のため、中学校1年生、2年生の普通教室にエアコン設置 を夏休み前に完了しました。今後は、エアコンを適切に使用し授業に集中できる環境づくり を進めていきます。

次に、基山中学校補充学習事業についてでございます。

補充学習事業は、1、2年生を対象とした「放課後学習会」を7月4日から、全学年を対象とした「夏季休業中学習会」を7月21日から行いました。また、3年生を対象にした「土曜日学習会」は、9月下旬から開始する予定にしております。放課後学習会には77名、夏季学習会には122名の申し込みがあり、補充学習支援員の支援のもと、数学と英語を基本に自学自習形式で学習会を実施しました。

次に、九州中学校体育大会及び全国中学校体育大会についてでございます。

生徒の健全な心身の育成、体力の向上等に資することを目的とした中学校体育大会の九州 大会及び全国大会が8月に開催され、九州大会には野球と女子バレー、柔道女子個人が出場 し、全国大会には柔道女子個人が出場しました。選手たちは日ごろの練習の成果を十分に発 揮いたしました。 次に、文化財関係事業についてでございます。

本町小倉の野入地区の開発工事計画に伴いまして、野入遺跡内における埋蔵文化財の発掘 調査を7月より着手いたしました。この地区では、事前の確認調査により、約2000年前の弥 生時代集落跡の痕跡を示す住居跡が確認されており、9月末の完了予定で作業を進めており ます。

次に、図書館事業についてでございます。

新しい図書館は4月に開館し、図書貸出利用者及び図書貸出冊数とも昨年の2倍以上の利用がありました。

図書館事業としては、6月25日にトライサイエンス実験教室、7月12日にセカンドブック プレゼント事業、7月28日に夏休みの宿題応援イベント「夢のトラックの絵をかこう」等の イベントを実施しました。イベントの実施に当たっては、企業やSGKの会員を初め町民の 方々の協力を得て実施いたしました。

また、図書館の環境整備として、6月から毎月1回「手をつなごう図書館の会」を中心に 子どもから大人まで、多くの方々による草取りボランティアを実施していただき、図書館周 りをすっきりとしていただきました。

今後とも魅力ある図書館づくり、町民が望む図書館づくりを目指して事業を推進していきます。

次に、給食センター事業についてでございます。

給食センターでは、基山小学校の調理室を使い中学生スポーツ栄養教室を8月3日に実施 しました。

当日は、基山中バレーボール部の男女15名が参加し、栄養教諭から「スポーツ栄養」の講義を受けた後、調理実習と試食を行いました。

生徒たちは、この教室を通してスポーツ選手としての食事の大切さを学びました。

最後に、ふるさと応援寄附金の報告についてでございます。

寄附につきましては、4月から7月末までの4カ月間で955件、2,257万円の申し込みをいただきました。

4月以降、特産品の追加や見直しを行った結果、昨年と比較して、件数で約1.5倍、金額で約2.9倍の寄附をいただきました。今後も引き続き、特産品の追加、見直しについて進めていきたいと考えております。

以上をもちまして町政報告を終わらせていただきます。

日程第4~22 議案第32号~議案第37号、同意第3号~同意第5号、議案第38号~議案第41号、認定第1号~認定第4号、報告第4号、報告第5号

〇議長(鳥飼勝美君)

次に、日程第4. 議案第32号から日程第9. 議案第37号まで、日程第10. 同意第3号から日程第12. 同意第5号まで及び日程第13. 議案第38号から日程第16. 議案第41号まで、日程第17. 認定第1号から日程第20. 認定第4号まで、日程第21. 報告第4号、日程第22. 報告第5号を一括議題とします。

松田町長。

〇町長(松田一也君)(登壇)

それでは、平成28年度第3回定例議会に付議いたします議案について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回は条例案件6件、人事案件3件、予算案件4件、決算認定案件4件、報告事項3件を 上程いたしております。

それでは、順次提案理由について説明いたします。

まず、議案第32号 基山町犯罪被害者等支援条例の制定についてでございます。

犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等が必要とする施策を推進するため、基山町犯罪被害者等支援条例を制定するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、議案第33号 基山町空家等の適切な管理及び活用促進に関する条例の制定について でございます。

空家等対策の推進に関する特別措置法の制定に伴い、空家等の適切な管理及び活用促進を 行うことにより町民の生活環境を保全し、もって安全で安心な暮らしの実現を図るため、基 山町空家等の適切な管理及び活用促進に関する条例を制定するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、議案第34号 基山町空家等対策協議会設置条例の制定についてでございます。

空家等対策推進に関する特別措置法の制定に伴い、空家等対策計画の作成及び変更並びに

実施に関する協議を行う基山町空家等対策協議会を設置するため、基山町空家等対策協議会 設置条例を制定するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、議案第35号 基山町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正についてでございます。

中学校卒業まで(15歳に達した日以後の最初の3月31日まで)の入通院に係る医療費としていた助成対象に、高校卒業まで(18歳に達した日以後の最初の3月31日まで)の入院に係る医療費を追加するため、基山町子どもの医療費の助成に関する条例を改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、議案第36号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正についてでございます。

建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、 建築基準法施行令第123条第3項が改正され、特別非常階段に係る規制が合理化されたため、 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するものでござい ます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、議案第37号 基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正についてで ございます。

児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、基山町ひとり親家 庭等医療費助成に関する条例を改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、同意第3号 基山町教育長の任命につき同意を求めることについてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されたことに伴い、同法の規定による新教育長に大串和人氏を本年10月から任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意第4号と同意第5号は、基山町教育委員会委員の任命につき同意を求めること についてでございます。 基山町教育委員会委員につきましては、任期満了等により田口英信氏、津川典善氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第38号から議案第41号までは、平成28年度各会計の歳入歳出補正予算について でございます。

議案第38号 平成28年度基山町一般会計補正予算(第2号)につきましては、今回、補正 予算として1億9,829万6,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせます と、一般会計予算総額は歳入歳出とも58億6,948万2,000円となります。

次に、補正予算の主なものについて申し上げます。

まず、財政調整基金積立金についてでございます。

地方財政法の規定に基づき決算の余剰金の2分の1以上を積み立てることになっており、 所要額をお願いいたしております。

補正額は9,330万円でございます。

次に、ふるさと応援寄附基金積立金についてでございます。

歳入のふるさと応援寄附に4,000万円をお願いしており、この寄附金から特産品等の経費 を差し引いた残額のふるさと応援寄附基金への積み立てでございます。

補正額は1,823万円でございます。

次に、町営住宅建替検討調査支援業務委託料についてでございます。

これは、園部団地の建てかえについての検討調査の支援をする費用でございます。

補正額は200万円でございます。

次に、耐震事業補助金についてでございます。

現建築基準法改正前に建築された木造家屋のうち、耐震診断されていない家屋に耐震診断 を希望される場合に助成するものでございます。

補正額は75万円でございます。

次に、林道災害復旧工事費でございます。

6月の豪雨により、林道岩坪線の路肩の一部崩壊部分の普及事業でございます。

補正額は835万3,000円でございます。

以上、概要について申し上げましたけど、他の内容につきましては担当課長より補足説明いたします。

議案第39号 平成28年度基山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、今回、補正予算として7,910万2,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額歳入歳出とも24億4,466万9,000円になります。

なお、補正予算の内容は、国民健康保険税の当初賦課額が確定したことにより繰越金が確 定したこと及び基金積立金の増額等でございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

議案第40号 平成28年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、今回、補正予算として727万2,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも2億2,177万4,000円になります。

なお、補正予算の内容は、保険料の当初賦課額が確定したこと等でございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

議案第41号 平成28年度基山町下水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、今回、補正予算として1,158万8,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は6億2,824万8,000円になります。

なお、補正予算の内容は、委託料の増額等でございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、認定第1号から認定第3号までは、平成27年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成27年度基山町一般会計、基山町国民健康保険特別会計、基山町後期高齢者医療特別会 計の歳入歳出の決算の認定をお願いするものでございます。

別冊に、平成27年度基山町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の 決算に係る主要な施策の成果の説明書をお手元に差し上げております。これをもとに朗読い たしまして説明にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、朗読させていただきます。

一般会計でございます。

決算の概要につきまして、まず説明させていただきます。

平成27年度に実施した事業の特徴的なことといたしましては、年度当初に述べさせていた だきました施政運営方針でも触れましたように、人口減少の克服や地方創生の実現のために 国、県の助成を受けて一部繰越明許のお願いをしながら、次のような事業を実施したところ でございます。

まず、国の助成を受けて実施した「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」のうち「地方創生先行型事業」約3,100万円や、「地域消費喚起型・生活支援型事業」約2,400万円、次に県の助成を受けて実施しました「さがチャレンジ交付金事業」が町の支出として約2,100万円でございます。また、たんぽぽ保育園の施設整備の助成や図書館建設事業を実施したところでございます。さらに、「基肄城築造1350年事業」を実施したことは基山町にとって重要な事項であったと考えております。

さて、ここで歳入歳出それぞれについて、主なものを申し上げます。まず、歳入、1款の 町税でございます。全体で約0.9%の増加となっております。これは主に法人町民税が7.7% 伸びたことによるものでございます。

次に、6款.地方消費税交付金が消費税の増税により、75.6%増加しております。

次に、13款. 国庫支出金につきましては、地方創生関係の交付金や社会保障・税番号システム整備補助金等の増によって、22.4%の増額となっております。

最後に町債でございますが、図書館建設工事のため地域活性化事業債の増により55.9%の 増額となっております。

一方、歳出につきましては、「地方創生関係事業費」、「社会保障・税番号システム整備費」等により総務費が46.4%、約3億5,600万円増加しております。

次に、3款.民生費につきましては、「保育所緊急整備事業補助金」、「たんぽぽ保育園 運営費」、「施設型給付費」の増により、2.9%、約5,200万円増加しております。

9款.消防費につきましては、消防自動車の更新のため「消防備品購入」、「急傾斜地崩壊防止工事」の終了等により、27.4%、約9.500万円減少しています。

その他、10款. 教育費につきましては、「新図書館工事関係費」、「電子黒板購入費」、「基肄城築造1350年事業」等の増加により79%、約4億5,900万円増加しております。

また、12款の公債費については7.9%、約5,400万円ほど減少しております。

最後に、社会保障・税番号制度事業、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業、地方創生加速化交付金事業、けやき台駅通り線バリアフリー化事業、学校施設防災機能強化事業等3億3,000万円程度を次年度へ繰り越しております。

以上が平成27年度の決算の概要でございます。

2ページをお願いいたします。

2の決算規模について説明いたします。

歳入総額は66億5,133万5,000円、歳出総額は64億3,851万3,000円で、前年度決算に比べて 歳入は8.9%、歳出は10.9%の増となっております。

歳入の増は、地方消費税交付金や図書館建設事業に伴う町債の増などによるものです。また、歳出の増は、地方創生関係事業による総務費や図書館建設事業による教育費の増などによるものでございます。

次に、3、決算収支の状況についてでございます。

歳入から歳出を差し引きました形式収支額は2億1,282万2,000円の黒字で、そのうち翌年度に繰り越すべき財源は、2,623万9,000円で、実質収支は1億8,658万3,000円となっております。

また、実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額はマイナスの881万 8,000円と赤字になっておりますが、基金への積立額を支出から控除した実質単年度収支額 は9,753万3,000円の黒字となっております。

収支の状況や推移については、後ほど表をお目通しいただければと思います。

次の3ページをお願いいたします。

4、歳入の状況でございます。

平成27年度一般会計歳入決算額は66億5,133万5,000円で、平成26年度と比較して5億4,574万円、8.9%の増になっています。前年度と比較して増収の主なものは、町税が2,257万5,000円、0.9%、地方消費税交付金が1億4,051万4,000円、75.6%、国庫支出金が1億1,892万9,000円、22.4%、寄附金が6,153万5,000円、1,578.2%、町債が3億511万4,000円、55.9%の増などでございます。

主な減収としては、分担金及び負担金が800万7,000円、マイナスの8.5%、繰入金が3億467万円、マイナスの88.3%の減となっております。

その他の項目については、後ほどお目通しお願いいたします。

次に、重立った項目の幾つかを説明したいと思います。

まず、(1)の町税でございますけれども、町税の決算額は24億1,314万円で、前年に比べて 2,257万5,000円の増となっております。

4ページをごらんください。

増収の主なものは、個人町民税が566万2,000円の0.7%、そして、先ほども申し上げまし

たけど、法人町民税が1,685万8,000円で7.7%、そして、軽自動車税が398万3,000円、10.6%の増となっております。

町税の歳入全体に占める割合は36.3%で、町税の各税目別決算状況については、4ページから6ページに掲げているとおりでございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それから、6ページ及び7ページの(9)の地方交付税でございます。決算額は11億1,927万2,000円で、前年に比べ1,651万8,000円の増でございます。

8ページをお願いいたします。

(13)の国庫支出金でございます。決算額が6億5,087万6,000円で、前年度に比べて1億1,892万9,000円の増となっております。増の主な理由は、地方創生のための地域住民生活等緊急支援交付金や社会保障・税番号システム整備補助金、個人番号カード交付事業費補助金等の増によるものでございます。

また、(14)の県支出金は、決算額で4億4,974万9,000円で、前年度に比べて3,099万5,000円の増となっております。

増の主な理由は、さが段階チャレンジ交付金等の増によるものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

(20)の町債でございます。

決算額は、8億5,127万5,000円で、前年度に比べ3億511万4,000円の増となっております。 これは、図書館建設事業に係る地域活性化事業債の増によるものでございます。

10ページをお願いします。

歳出の状況でございます。

平成27年度一般会計歳出決算額は64億3,851万3,000円で、前年度に比べて6億3,078万6,000円の増となっております。

増加した主なものは、総務費が3億5,624万7,000円、民生費が5,189万7,000円、教育費が4億5,900万2,000円の増等となっております。

一方、減少した主なものは、土木費が8,498万4,000円、消防費が9,563万2,000円、公債費が5,461万9,000円などとなっております。

12ページをお願いいたします。

6の主要な施策の執行状況、事業説明の概略を説明させていただきます。

(2)の総務費でございます。

③の総合計画策定についてでございます。

平成25年度から策定に取り組み始めた第5次基山町総合計画については、平成27年第2回 定例会に上程し、継続審議を経て第3回定例会において御承認をいただきました。

13ページをお願いいたします。

⑥の社会保障・税番号制度事業についてでございます。

社会保障・税番号制度の導入に向けて環境整備を行い、平成27年10月から通知カードの配布、平成28年1月から番号カードの交付とマイナンバーの利用が開始されています。

今後は、平成29年度内にサービスが開始される情報提供ネットワークシステム及びマイナポータルの運用に向けたテストと環境整備を行います。

⑪の公共交通政策についてでございます。

コミュニティバスの「やよいがおか鹿毛病院」への試験運行を平成28年3月より実施しており、平成28年10月からの本格運行に向け準備を進めております。今後ともコミュニティバスの利用促進のためのさらなる普及啓発を行ってまいります。

14ページをお願いいたします。

- (3)の民生費についてでございます。
- ①の社会福祉についてでございます。

町民の福祉意識の高揚を図り、主体的な福祉活動への参加を支援し、世代間交流を総合的に推進するとともに、町民が相互に助け合い、支え合う豊かな社会福祉の実現を推進するために、地域福祉活動の拠点としての「福祉交流館」のPR及び利用の促進に努めました。

その他、消費税率の引き上げに伴う低所得者の負担を軽減するために、臨時福祉給付金の支給を行いました。

15ページをごらんいただきたいと思います。

②の高齢者福祉についてでございます。

地域の支援を得て徘回高齢者等を早期に発見できるよう、関係機関の支援体制を構築する とともに、所在不明となった徘回高齢者等の居場所を発見できる位置探索端末機を貸与する 基山町徘回高齢者等安全安心ネットワーク事業を行い、徘回高齢者等の安全確保及びその家 族の不安を解消することに努めました。

16ページをごらんいただきたいと思います。

⑨の放課後児童クラブについてでございます。

放課後児童クラブ(ひまわり教室、コスモス教室)の平成27年度の利用は月平均176名(24ページで訂正)、長期休業中(春休み、夏休み、冬休み、学年末休み)を合わせて240名(24ページで訂正)でございました。

ひまわり教室では、夏休みの利用者が定員を上回ったため、基山小学校のランチルームを 借用し、指導員をふやしてクラス編成し運営を行いました。

⑩たんぽぽ保育園増改築事業についてでございます。

保育所施設の老朽化に対応し待機児童発生を予防するため、保育所施設の増改築による施 設整備への補助を行いました。

③の保育所運営についてでございます。

子どもたちそれぞれの段階における発達を助長し、豊かな人間性を持った子どもを育てる ことを保育方針として、園児が運動や遊び等を通して伸び伸び園生活を楽しみながら、基本 的な生活習慣や態度を身につけることができるよう、年齢に応じた保育に取り組みました。

17ページをごらんいただきたいと思います。

- (4) 衛生費でございます。
- ②の子どもの医療費助成でございます。

子どもの健康の向上と保育者の医療負担の軽減を図り、安心して子育てができる環境づく りの整備のため、子どもの医療費助成事業を実施しました。

⑤の保健予防についてでございます。

中学生以下の子どもに対して、インフルエンザの重症化及び集団生活での蔓延防止並びに 子育てを支援するため、子どものインフルエンザ予防接種費の助成を行いました。また、妊 婦の風疹感染リスクを下げるため、妊娠を希望する女性及び妊婦と同居している者に対して、 風疹予防接種費の助成を行い、保健予防に努めました。

18ページをごらんいただきたいと思います。

⑥の葬祭公園についてでございます。

本年1月の雪害においては短期間で復旧を行いました。その間の利用者(3名)に対して他の市町の火葬場を案内し、火葬料については基山町火葬料補助金交付要綱を策定し、その差額を補塡しました。

19ページをごらんいただきたいと思います。

(6)農林水産業費についてでございます。

②の農業振興につきましては、中山間地域等直接支払いについては、7協定約34.3~クタールにおいて、中山間地域の耕作放棄の発生を防止し農業の多面的機能を発揮するため、適切な農業生産活動を行う地域の農業団体等に交付金を交付しました。

また、青年就農給付金については、野菜を中心に栽培を行う5名の新規就農者に対して、 佐賀県青年就農給付金事業補助金を利用し年額525万円を交付いたしました。

20ページをお願いいたします。

⑤の農業基盤整備についてでございます。

年間を通じ農地の有効活用を可能とするため、基盤整備を行っている園部、宮浦地区50カ 所13.7~クタールの整備を行いました。

- (7) 商工費でございます。
- ①が商工振興についてでございます。

基山町中小企業小口資金1,800万円を活用した中小企業小口資金利用が16件ありました。

②は観光でございます。

基山町イメージキャラクター「きやまん」を活用して、JRウォーキングや町内外の各種イベントに参加し、基山町の観光や町内物産のPRを行いました。

基肄城築造1350年記念事業のため、基山公園施設(展望台)改修工事を行いました。

- (8) 土木費でございます。
- ①の道路維持補修についてでございます。

橋梁補修事業では、小浦橋ほか2橋を老朽化状況及び事故防止の観点から補修工事を実施 し、道路橋梁の安全な通行確保を行いました。

また、けやき台駅通り線のバリアフリー化整備へ着手し道路の段差解消及び移動の円滑化への対策を行っています。

②の道路改良工事についてでございます。

本桜・城の上線では、道路の一部及びのり面等を施工し事業の進捗を図りました。

また、白坂久保田2号線では用地及び補償協議を行いました。

21ページをお願いいたします。

③の公園事業についてでございます。

総合公園事業では、運動公園南側の駐車場整備に着手し、事業の進捗を図りました。また、図書館建設に伴う外構工事では、段差解消や移動の円滑化を考慮した公園内の園路及び駐車

場整備を行いました。

(9)の消防費でございます。

火災件数については、建物火災3件、被害総額2,643万6,000円となっており、救急車の出動は304回となっております。

次に、(10)教育費でございます。

②の小学校費でございます。

ICT機器を活用してわかりやすい授業を行うため、電子黒板を基山小学校に13台、若基小学校に6台設置いたしました。

③の中学校費についてでございます。

学習内容の定着が十分に図れていない生徒のため、地域の人材(退職教職員等の社会人や保護者、教員を志望する大学生等)を活用し、基礎学力の定着と学ぶ楽しさ、学習への意欲づけを図ることを目的に、放課後や長期休業中及び土曜日に補充学習を行いました。

ICT機器を活用し、わかりやすく授業を行うため、電子黒板8台を設置しました。 22ページをお願いいたします。

⑤ (24ページで訂正) 社会教育についてでございます。

青少年健全育成事業として、夏期研修自然体験登山や通学合宿を実施し、団体生活の中で 自然との触れ合いや仲間づくり等を体験し、学校や学年の枠を越えて交流を図ることができ ました。

⑥ (24ページで訂正) 文化財保護について。

平成22年度から着手した水門石垣保存修理工事は、専門家による委員会で意見を伺いなが ら事業推進を行い完了いたしました。

また、地域の多様で豊かな文化遺産を活用し、地域の実情に応じた特色ある取り組みである「文化遺産を活かした地域活性化事業」を実施し、町内文化遺産を掘り起こし、ガイド養成講座、民俗芸能を題材にした漫画本の作成等に取り組みました。

23ページをお願いいたします。

⑦ (24ページで訂正) 歴史民俗資料図書館についてでございます。

新しい図書館の建設については、12月に図書館の本体が竣工し、1月に外構工事が竣工しました。1月中旬から旧図書館を閉館し、新しい図書館の開館に向けた準備を行い、本年度4月1日にオープンいたしました。

⑨ (24ページで訂正) 保健体育についてでございます。

区対抗スポーツ大会、町民体育大会、クロスロードスポーツ・レクリエーション祭やきや まロードレース大会等を開催し、多くの住民の参加を得て、健康増進と地域住民の触れ合い の振興ができました。

特に、基山ロードレース大会の「スロージョギング部門」は、全国初開催ということで、 注目を集め、大いに大会を盛り上げました。

24ページをお願いいたします。

(11)の災害復旧費でございます。

農地及び農業用施設災害の発生はございませんでした。

②の林道災害についてでございます。

平成27年8月に発生いたしました台風及び平成28年2月に発生しました大雪により、林道全線において、倒木及び倒木によるのり面崩壊が発生し撤去いたしました。

- (12)公債費でございます。
- ①公債償還についてでございます。

平成27年度は平成26年度と比較し、総額で5,461万9,000円の減額となりました。

25ページをお願いいたします。

7の地方創生事業及び基肄城築造1350年事業について、まとめて執行状況について事業説明したいと思います。

(1)が地方創生関連事業でございます。

地方創生事業につきましては、平成26年度からの繰越分である国の地方創生先行型及び地方創生地域消費喚起・生活支援型を活用しながら、以下に掲げる先行型8事業、生活支援型5事業や、さが段階チャレンジ交付金事業5事業の展開を行いました。

詳細については、後ほどお目通しいただければと思います。

また、本町において課題となっている少子化と人口減少を克服し、将来にわたり活力ある 地域を維持していくために平成27年10月に「基山町まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び 「基山町人口ビジョン」を策定し、基本的方向性と具体的な施策を決定しております。

〇議長(鳥飼勝美君)

町長、ちょっと大変なようですけど、ここで休憩をさせてもらいます。45分まで休憩します。

~午前10時31分 休憩~

~午前10時46分 再開~

〇議長(鳥飼勝美君)

それでは、休憩中の会議を再開します。

松田町長。

〇町長(松田一也君)(登壇)

それでは、再開させていただきますが、先ほどの説明の中で数カ所、私がお配りしている 資料と違うような説明を差し上げた部分がございますので、そこをまず確認して修正させて いただきたいというふうに思います。

まず、16ページをお開きください。

説明の中では、これの⑨の放課後児童クラブの月平均を私が「176名」と口頭で説明しましたけど、そこがそこに書かれているとおり「159名」でございます。私の読み上げたものを修正させていただければと思います。そちらの資料のほうが正しいものでございます。

それから、同じく長期休業期間合わせて「240名」というふうに申しましたが、これも「延べ662名」という、そこに記載されているとおりでございますので、私が申しました「240名」というのが間違いでございます。大変失礼いたしました。

それと、あとは番号を違うように私が読み上げておりますので、まずは22ページでございますけれども、「⑤」と読み上げた社会教育が、資料では「④」になっていますので、「④社会教育について」ですね。それから、「⑤文化財保護について」というのが、「⑥」と読み上げましたけど、「⑤」が正しゅうございます。1個ずつずれておりまして、歴史民俗資料図書館がそこに書かれているとおり「⑥」が正しゅうございます。そして、保健体育を「⑨」と読み上げましたけど、「⑧」が正しゅうございます。

以上、大きく2点、修正させていただきますので、よろしくお願いいたします。大変失礼 いたしました。

それでは、先ほどの続きを28ページからお願いしたいというふうに思います。

28ページ、(2) 基肄城築造1350年事業でございます。

国指定特別史跡の基肄城は、日本書紀にも記載がある古代山城の一つであり、太宰府防衛のために大野城とともに築かれた貴重な文化遺産です。この大野城、基肄城が平成27年に記念すべき1350年を迎えました。このことから、基肄城の歴史的重要性を認識し、古代山城を

生かした地域の活性化を図り、潤いある豊かなまちづくりを進めていくために、町民と行政が一体となって基肄城築造1350年事業を、多くの町民の方々や各種団体の協力を得て、各種記念事業等に取り組みました。

古代山城サミット関連で6事業、基肄城跡整備事業を6事業実施しております。詳細につきましては、後ほどお目通しいただければと思います。

以上が一般会計の決算に係る主な成果説明でございます。

それから次に、国民健康保険特別会計でございますが、平成27年度の決算を見ますと、全体では1億1,068万円の黒字になりました。前年度の繰越金や基金積立金を勘案した実質単年度収支は、62万9,000円の黒字になっております。なお、保険給付費については、本年度は前年度に比べ148万1,000円、マイナスの0.11%ということで減になっております。

詳しくは、表等に書いておりますので、またお目通しいただければというふうに思います。 それから、後期高齢者医療特別会計でございます。

被保険者は平成28年3月末日現在で、65歳以上75歳未満が11人、75歳以上が2,082人の合計2,093人でございます。昨年より81人、4%増加しております。

また、平成27年度の保険料は、調定額で1億5,637万8,787円、収納額が1億5,546万2,900円、還付未済額が20万1,400円で、実質収納率が99.29%になっております。

以上が決算の概要でございますが、各会計の決算の概要につきましては、後ほど会計管理 者から補足説明をいたします。

それから次に、認定第4号 平成27年度基山町下水道事業会計決算の認定についてでございます。

平成27年度基山町下水道事業会計決算の認定をお願いするものでございます。

別冊で平成27年度基山町下水道事業会計の決算に係る主要な施策の成果の説明書をお手元 に差し上げております。朗読して説明にかえさせていただきますので、よろしくお願いいた します。

本町下水道は、平成13年に供用開始し、計画的に整備を進めています。平成27年度末での整備状況は、事業認可区域に汚水処理区域としていた本桜団地、きやま台団地、その他の地域を加え269.5~クタールになりました。そのうち下水道整備済み区域は262.4~クタールで、事業認可区域内の整備率は97.4%となり、全体計画の544~クタールに対して48.2%の整備率となっております。

また、行政人口に対して下水道を使える人口の比率である普及率は、76.7%となっており、 整備済み区域のうち下水道に接続された水洗化率は、98.7%となっています。

平成27年度決算は、収益的収入及び支出のうち、収入につきましては、予算額4億398万 1,000円に対しまして、決算額4億636万9,000円となっております。

支出につきましては、予算額3億9,984万2,000円に対しまして、決算額3億9,115万円となっています。

この収入支出決算額からそれぞれ消費税及び地方消費税を除いて差し引きした結果、1,038 万5,000円が当年度の純利益となっています。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入につきましては、予算額1億5,457万1,000円に対しまして、決算額1億5,565万7,000円となっています。

また、支出につきましては、予算額 2 億3,991万8,000円に対しまして、決算額 2 億3,764 万9,000円となります。

この結果、8,199万2,000円の不足額となっております。この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額852万4,000円、当年度損益勘定留保資金7,346万8,000円で補塡いたします。

決算の詳細につきましては、後ほど建設課長より補足説明いたします。

次に、報告第4号 平成27年度基山町財政健全化判断比率等の報告についてでございます。 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、 健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会に報告するととも に公表することになっており、今回報告するものでございます。

健全化比率及び資金不足比率の審査につきましては、8月8日に基山町監査委員に依頼し、 8月23日に平成27年度財政健全化審査意見書を提出いただきました。今回その写しを付して 報告させていただいております。

内容につきましては、健全化判断比率については、基山町は実質赤字比率、赤字なし、それから、連結実施赤字比率、これも赤字なし、それから、実質公債費比率13.1%、将来負担 比率24.2%となっております。

また、資金不足比率については、基山町は資金不足額はございません。

最後に、報告第5号 基山町一般会計継続費精算報告についてでございます。

内容は、図書館建設関連でございます。

図書館建設事業(造成・外構等)の事業年度が平成26年度、平成27年度で、全体計画事業費9,901万3,000円に対しまして、実績が9,202万4,640円、精算差額マイナスの698万8,360円となっております。

図書館等建設事業の実施年度が平成26年度、27年度で、全体計画事業費 5 億6, 213万8,000 円に対しまして、実績が 5 億5, 472万8,712円、精算差額マイナス740万9,288円となっております。

以上でございます。

〇議長(鳥飼勝美君)

以上で町長の提案理由の説明が終わりました。

これより担当課長の補足説明を求めます。

議案第32号の補足説明を求めます。熊本総務企画課長。

〇総務企画課長(熊本弘樹君)

それでは、私のほうから議案第32号 基山町犯罪被害者等支援条例の制定について補足説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

この条例につきましては、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者を支援するための施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等が必要となる施策を推進するため、条例を制定するものでございます。

第1条では、その目的を定め、第2条では用語の定義をしております。第3条では、町の 責務、第4条では町民等の責務を規定しております。

2ページをお願いいたします。

第5条では、相談窓口の設置を定め、その窓口を総務企画課としております。

次に、第6条では犯罪被害者等見舞金の支給について定め、遺族見舞金を30万円、傷害見 舞金を10万円としております。

犯罪被害者等見舞金の支給につきましては、議案資料1ページをお願いいたします。

基山町犯罪被害者等見舞金の支給に関する規則でございます。

この第2条の第1項第1号で対象となる犯罪行為を定義しておるところでございます。ここで言う犯罪行為とは、日本国内または日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人の生命または身体を害する罪に当たる行為で、刑法の規定により本来罪を問

われないとする緊急避難、心身喪失者の行為及び14歳未満の者の行為を含むものとし、正当 行為や正当防衛及び過失時による犯罪を除くものとしております。

また、規則の附則で、見舞金は平成28年10月1日以後に行われた犯罪行為による死亡または傷害について適用することといたしております。

議案書のほうに戻っていただきまして、次に、第7条では広報及び啓発について規定をさせていただいております。

最後に、本条例の施行日でございますが、平成28年10月1日から施行するとしております。 基山町犯罪被害者等支援条例の制定についての補足説明は以上でございます。よろしく御 審議賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(鳥飼勝美君)

次に、議案第33号、議案第34号の補足説明を求めます。阿部まちづくり課長。

〇まちづくり課長 (阿部一博君)

それではまず、議案第33号 基山町空家等の適切な管理及び活用促進に関する条例の制定 について補足説明をさせていただきます。

議案書の3ページをごらんください。

本条例につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の制定に伴いまして、空家等の適切な管理及び活用促進を行うことにより、町民の生活環境を保全し、安全・安心な暮らしの実現を図るため、本条例の制定をするものでございます。

第1条といたしまして(目的)を定めております。

続きまして、第2条(定義)を定めております。この第2条につきましては、この条例で使用する用語のうち、(1)空家等、(2)特定空家等、(3)所有者等の定義について明確にさせていただいております。

第3条として、(民事による解決との関係)、第4条として、町民からの情報提供について定めさせていただいております。

4ページをごらんください。

第5条として、(空家等対策計画)となっております。これは、空家等対策を総合的かつ 計画的に実施するために空家等対策計画を定めることとしております。

第6条は、(空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用等)、第7条につきましては (補助金の交付)となっております。 第8条につきましては、(公表)として定めさせております。これは町長が特定空家等に 対する措置を行ったにもかかわず、所有者が命令にも従わない場合、その住所、氏名等を公 表することができる規定を盛り込んでおります。

続きまして、第9条は(緊急安全措置)となっております。これは、空家等の状況に起因いたしまして、人の生命、身体または財産に危害が及ぶことを回避するために、緊急の必要があった場合、これを回避するための措置として必要な最小限度の措置を講ずることができるというものを規定しております。

第10条は、(関係機関との連携)、第11条は、規則への委任規定となっております。 5ページをごらんください。

施行期日につきましては、平成28年10月1日から、また、現在の空き家条例の廃止についてということで附則として定めさせていただいております。

議案資料5ページをごらんください。

この議案資料5ページにつきましては、空家等対策に関する法令等の体系をお示しさせていただいております。上段、国のほうでは空家特措法、真ん中、基本的指針、ガイドラインが既に定められております。下段といいますか、基山町のところですけれども、基山町では、空家の特別措置法の制定並びに空家の利活用促進を図るために、現行の条例を廃止した上で、新たな条例を制定するものでございます。

この議案第33号が、右の欄(改正案)の一番上のところでございます。

それと、続きまして、議案資料の次の6ページをごらんください。

6ページ、7ページにつきましては、本条例施行に伴う施行規則でございますので、後ほどお目通しいただければと思います。

続きまして、議案第34号 基山町空家等対策協議会設置条例の制定について補足説明させていただきます。

議案書の6ページをごらんください。

この条例は、空家等対策計画の作成や変更並びに実施に関する協議を行うため、基山町空 家等対策協議会を設置するために、本条例の制定をお願いするものでございます。

いま一度、議案資料5ページをごらんください。

議案資料 5 ページの右側(改正案)のところの上から2つ目の箱が、議案第34号の協議会設置条例になります。

恐れ入ります。再び6ページにお戻りください。

まず、第1条では空家特措法の規定に基づきまして、基山町空家等対策協議会を設置する ものとしております。

第2条では、所管事務として、協議会で協議する事項について定めております。

第3条では、組織、第4条では任期を定めております。

第5条から第12条まで、以降定めておりますけれども、第5条では、会長、副会長、第6条として、会議、第7条として、会議録、第8条として、委員以外の者の出席、第9条として、秘密保持義務、第10条として、報酬等、第11条の庶務として、庶務はまちづくり課において処理するとしております。

それと、第12条として委任規定を設けております。

なお、施行期日につきましては、平成28年10月1日、そして委員の任期の特例措置を附則 で設けております。

最後に、議案資料8ページをごらんください。

これは本条例に伴いまして、基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の施行規則の一部を改正する規則案でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で議案第33号及び議案第34号の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議 賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(鳥飼勝美君)

次に、議案第35号から議案第37号の補足説明を求めます。鶴田こども課長。

〇こども課長 (鶴田しのぶ君)

それでは、私のほうから議案第35号 基山町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案書の9ページをごらんください。

今回の条例改正につきましては、子育て支援策の向上を図るため、助成対象を高校生卒業年齢の18歳までの入院医療に関するまで拡大するということで御提案させていただいております。

それでは、議案資料10ページの基山町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表により御説明させていただきますので、資料の10ページをお願いいたします。

第2条では、(定義)の第1号の改正になっております。改正後、年齢18歳に達した日以後の最初の3月31日までということで、「子ども」として定義づけをしております。

次に、第3条でございますが、第3項第4号に第3号対象者以後、18歳に達した日以後の 最初の3月31日までの間にある子どもを第4号対象者として追加しております。

第4条でございますが、第3項に第4号対象者として助成の範囲を規定しております。その助成は、入院について規定し、一月一医療機関当たり1,000円を控除した額を助成することとしております。

今回の改正後の条例の施行は、平成28年10月1日からの施行ということでお願いしております。

続きまして、議案第36号 基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について補足説明させていただきます。

議案書の10ページをごらんください。

ここでは条例の一部を次のように改正しております。

第28条第7号イの表及び第43条第8号イの表中を改正しております。

議案資料の11ページをお願いいたします。

これは建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部改正する政令が公布されたことに伴いまして、建築基準法施行令123条第3項が改正され、特別非常階段に係る規制が合理化されたために、改正された項を引用するこの基山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正となっております。

この資料中の第28条第7号のイの表、第43条の第8号イの表については、同じ内容となっておりますが、下線部分が号ずれということで整理をしております。

追加の資料をきょう配付させていただいておりますけれども、その第1ページに、これにかかわる建築基準法施行令の改正内容を新旧対照表とした形で御提示させていただいております。この123条の改正後のほうをごらんください。

123条の第3項の第2号の部分が追加になったことによって、号ずれを起こしております。 下段に、「付室」という言葉について説明させていただいております。

改正の内容は以上でございます。今回の条例改正は、公布の日から施行し、改正後の条例 の規定が平成28年6月1日から適用するということでお願いしております。

続きまして、議案第37号 基山町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正につ

いての補足説明をさせていただきます。

議案書の11ページをごらんください。

これにつきましても、児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

児童扶養手当法施行令の第2条の4第2項が改められ、第2項の後に3項が加えられております。これによって項ずれが生じたもので、第4条中に改正を行い、整備するものでございます。

議案資料の14ページの新旧対照表をごらんください。

先ほど申しました項ずれを起こした部分、第2条の4第2項が改められたもので、ここでは改正前の第4条第3号のイの部分、第2条の4第4項が3項加えられたことによって改正後7項に変わっております。また、ウにつきまして、同じように3項加えられたことによって第8項というふうになっております。

このひとり親家庭等医療費助成制度については、児童扶養手当法施行令の基準を用いております。この改正によって制度的に変化はなく、助成対象者にも変わりはございません。

今回の条例改正は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定につきましては、平成28年 8月1日から適用ということでお願いいたします。

以上で条例改正についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上 げまして、補足説明を終わります。

〇議長(鳥飼勝美君)

次に、議案第38号の補足説明を求めます。城本財政課長。

〇財政課長(城本好昭君)

それでは、議案第38号 平成28年度基山町一般会計補正予算(第2号)について補足説明をさせていただきます。

議案書の18ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出ともに1億9,829万6,000円の追加をお願いし、 総額を58億6,948万2,000円とするものでございます。

議案書の19、20ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入につきましては、主に 9 款の地方交付税を 2 億2,764万6,000円、16 款. 寄附金を4,000万円、18款. 繰越金を 1 億7,158万3,000円、19款. 諸収入を1,533万2,000 円増額をし、1款の町税を629万4,000円減額し、17款の繰入金のうち基金繰入金を2億6,900 万円減額し、財源調整を図らせていただいております。

21、22ページをお願いいたします。

歳出の主なものにつきましては、2款の総務費を1億4,986万5,000円、9款.消防費を1,470万6,000円増額し、12款の公債費を457万4,000円減額し、14款の予備費を720万2,000円増額し、財源調整を図らせていただいております。

23ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。

追加分といたしまして、緊急防災・減災事業債として650万円、補助災害復旧事業債として280万円、単独災害復旧事業債として120万円を新しくお願いをいたしております。新規事業に対する事業債でございます。

また、臨時財政対策債として 2 億5,325万円から 2 億4,717万8,000円へ607万2,000円の減額をお願いいたしております。これは算定額の確定によります減額でございます。

続きまして、内容につきまして事項別明細書により説明をさせていただきます。

平成28年度基山町一般会計歳入歳出補正予算(第2号)事項別明細書の3ページをお願いいたします。

1款. 町税でございます。 3ページ及び4ページの町民税、固定資産税の現年分につきましては、徴収率を97%から98%へ引き上げ及び調定額の見込みによりまして増額や減額をお願いいたしております。

3ページの1項. 町民税の1目. 個人、1節. 現年課税分に均等割額、所得割額合わせて816万2,000円の増額、2目の法人、1節. 現年課税分に均等割額、法人税割額合わせて1,275万1,000円の増額を、また、4ページの2項1目. 固定資産税、1項. 現年課税分に1,827万6,000円の減額をお願いいたしております。

3ページ、4ページの滞納繰越分につきましては、徴収率は当初と変更はございませんけれども、滞納繰越額の見込みの減によりましてそれぞれ減額をお願いいたしております。

5ページをお願いいたします。

3項1目.軽自動車税でございます。徴収率の98%への引き上げ及び調定見込み額の増によりまして、174万2,000円の増額をお願いいたしております。

6ページをお願いいたします。

4項1目. 町たばこ税、1節. 現年課税分でございます。本数見込みの減によりまして、 紙巻きたばこ等に714万6,000円の減額をお願いいたしております。

7ページをお願いします。

8款1項1目1節. 地方特例交付金でございます。額の確定見込みによりまして、182万 9,000円の増額をお願いいたしております。

8ページをお願いいたします。

9款1項1目1節. 地方交付税でございます。算定額の確定によりまして、普通交付税に 2億2,764万6,000円の増額をお願いいたしております。

11ページをお願いいたします。

13款. 国庫支出金、2項. 国庫補助金、1目. 民生費国庫補助金でございます。1節. 社会福祉費補助金に新しく地域介護・福祉空間整備等事業補助金として98万6,000円をお願いいたしております。これは地域の介護施設のスプリンクラー整備への助成及び介護ロボット――ベッドでございますけれども、導入への助成でございます。

また、臨時福祉給付金給付事業費補助金として420万円の増額をお願いいたしております。 これは対象者の増によるものでございます。

2目. 衛生費国庫補助金でございます。1節. 保健衛生費補助金に新しく母子保健衛生費補助金として32万4,000円をお願いいたしております。これは子育て世代包括支援事業の妊産婦相談事業が国庫補助の対象となったものでございます。補助率は2分の1でございます。13ページをお願いいたします。

14款. 県支出金、2項. 県補助金、2目. 民生費県補助金でございます。2節. 児童福祉費補助金に新しく放課後児童クラブ夏季臨時開設支援事業費補助金として31万4,000円をお願いいたしております。これは夏季休業日に臨時的に開設をする放課後児童クラブへの助成でございます。補助率2分の1でございます。

5目.土木費県補助金でございます。7節.住宅費補助金に新しく耐震事業費補助金として22万5,000円をお願いいたしております。これは昭和56年以前の旧耐震基準によって建設された木造住宅の耐震診断を行う場合の助成でございます。

8目. 災害復旧費県補助金でございます。1節. 農林水産施設災害復旧費補助金に林道施設現年発生災害復旧費補助金として319万5,000円をお願いいたしております。これは6月の豪雨によります林道岩坪線災害復旧事業への助成でございます。補助率2分の1でございま

す。

15ページをお願いいたします。

16款 1 項. 寄附金、3 目. 総務費寄附金でございます。 1 節. 総務費寄附金にふるさと応援寄附金として4,000万円の増額をお願いいたしております。補正後、全体で 1 億円の寄附見込み額といたしております。

16ページをお願いいたします。

17款. 繰入金、1項. 基金繰入金、3目1節. 公共施設整備基金繰入金でございます。公 共施設整備基金繰入金に2億6,900万円の減額をお願いし、財源調整を図らせていただいて おります。

18ページをお願いいたします。

18款. 繰越金でございます。今回、27年度余剰金としまして、1億7,158万3,000円の増額をお願いし、総額を1億8,658万3,000円とするものでございます。

19ページをお願いいたします。

19款. 諸収入、5項3目2節. 雑入でございます。最上段の鳥栖地区広域市町村圏組合負担金介護保険分過年度返還金として1,083万5,000円をお願いいたしております。これは平成27年度負担金の精算金でございます。

また、1段下段の地域内フィーダー系統確保維持事業運行事業者清算金過年度分として273 万5,000円をお願いいたしております。これも27年度分の清算金でございます。

20ページをお願いいたします。

20款 1 項. 町債、2 目. 消防債でございます。3 節. 消防債に緊急防災・減災事業債として650万円をお願いいたしております。これは古屋敷地区防火水槽新設工事に伴うものでございます。充当率100%でございます。

次に、4目1節. 臨時財政対策債でございます。額の確定によりまして、607万2,000円の減額をお願いいたしております。これは普通交付税の確定に伴い算定をされたものでございます。

6目. 災害復旧事業債でございます。1節. 補助災害復旧事業債に280万円、2節. 単独 災害復旧事業債に120万円をお願いいたしております。充当率につきましては、補助が90%、 単独が65%でございます。

続きまして、歳出でございます。

22ページをお願いいたします。

2款.総務費、1項.総務管理費、1目.一般管理費でございます。13節.委託料に新しく職員採用試験業務委託料として12万4,000円をお願いいたしております。これは社会人経験枠の職員採用試験業務についての費用でございます。

2目. 文書管理費でございます。12節. 役務費に通信運搬費として136万2,000円の増額を お願いいたしております。実績見込みによる増額でございます。

14節. 使用料及び賃借料に総合法令管理システム使用料として265万6,000円の増額をお願いいたしております。例規集の追録データ更新料でございます。

次に、5目. 財産管理費でございます。18節. 備品購入費に庁用備品として131万2,000円をお願いいたしております。庁用自動車の購入費用でございます。

6目.企画費でございます。1節.報酬に新しく空家等対策協議会委員報酬として17万 1,000円をお願いいたしております。これにつきましては、今定例会にお願いをいたしてお ります基山町空家等対策協議会設置条例の制定に伴うものでございます。

13節. 委託料に新しく中心市街地活性化基本計画等策定業務委託料として750万円をお願いいたしております。これは中心市街地活性化基本計画の申請、あるいは立地適正化計画の策定に向けたものでございます。

23ページをお願いいたします。

8目. 財政調整基金費でございます。25節. 積立金に財政調整基金積立金として9,330万円の増額をお願いいたします。これは地方財政法の規定によりまして、決算の余剰金の2分の1以上を積み立てることとなっております。2分の1相当額の9,330万円の積み立てをお願いいたしております。

次に、13目. ふるさと応援寄附基金費でございます。11節. 需用費に消耗品費として1,600万円の増額をお願いいたしております。寄附収入に4,000万円の増額をお願いいたしておりますので、これに伴う贈答品の費用でございます。同様の理由によりまして、13節. 委託料にふるさと納税に係る業務委託料として345万6,000円の増額をお願いいたしております。また、25節. 積立金にふるさと応援寄附基金積立金として1,823万円の増額をお願いいたしております。これは、寄附の金額からこれらの経費を差し引いた残りの金額について積み立てをお願いするものでございます。

次に、14目. 防災諸費でございます。11節. 需用費に消耗品費として119万7,000円をお願

いいたしております。これは災害時の備蓄非常食等の更新費用でございます。

27ページをお願いします。

3款.民生費、1項.社会福祉費、1目.社会福祉総務費でございます。19節.負担金補助及び交付金に臨時福祉給付金として420万円の増額をお願いいたしております。給付対象者の増によるものでございます。

2目. 老人福祉費でございます。13節. 委託料に筋力アップ教室事業委託料として169万8,000円、ロコモ予防教室事業委託料として164万6,000円、音楽療育活動事業委託料として101万1,000円、スロージョギング教室事業委託料として84万円の減額をお願いいたしております。これらは契約が終わりまして、額が確定したことによります減額でございます。

また、新しく地域介護予防活動支援業務委託料として96万5,000円をお願いいたしております。これは介護予防サポーターの養成講座でございます。

19節. 負担金補助及び交付金に新しく介護予防事業公民館利用負担金として3万3,000円をお願いいたしております。これにつきましては、7区公民館への利用負担金でございます。また、20節. 扶助費に老人ホーム入所措置費として126万1,000円の増額をお願いいたしております。措置者の増によるものでございます。

5目. 防犯対策費でございます。19節. 負担金補助及び交付金に新しく犯罪被害者等見舞金として50万円をお願いいたしております。これは今定例会にお願いいたしております基山町犯罪被害者等支援条例の制定に伴うもので、遺族見舞金1件、傷害見舞金2件分をお願いいたしております。

28ページをお願いします。

2項. 児童福祉費、1目. 児童福祉総務費でございます。20節. 扶助費に施設型給付費として204万4,000円をお願いいたしております。実績見込みによるものでございます。

2目.保育所費でございます。14節.使用料及び賃借料に自動体外式除細動器借上料として2万円をお願いいたしております。AEDの借上料でございます。

35ページをお願いいたします。

8款.土木費、5項.住宅費、1目.住宅管理費でございます。11節. 需用費に修繕料として166万1,000円の増額をお願いいたしております。町営住宅の床張りかえ等の修繕費用でございます。

また、13節.委託料に新しく町営住宅建替検討調査支援業務委託料として200万円をお願

いいたしております。これは園部団地建てかえに向けての図面作成などの専門的な業務への 支援費用でございます。

また、19節. 負担金補助及び交付金に新しく耐震事業費補助金として75万円をお願いいた しております。これは昭和56年以前に建築された木造住宅に対して耐震診断をされる場合に 助成を行うもので、10軒分をお願いいたしております。

36ページをお願いいたします。

9款1項.消防費、1目.常備消防費でございます。19節.負担金補助及び交付金に鳥栖 三養基地区消防事務組合負担金として743万円の増額をお願いいたしております。額の確定 によるものでございます。

次に、3目.消防施設費でございます。15節.工事請負費に新しく防火水槽新設工事として659万9,000円をお願いいたしております。これは古屋敷地区への防火水槽新設工事でございます。

42ページをお願いします。

11款. 災害復旧費、1項. 農林水産施設災害復旧費、2目. 林業施設現年発生災害復旧費でございます。15節. 工事請負費に林道施設災害復旧費として835万3,000円をお願いいたしております。林道岩坪線の災害復旧工事費用でございます。

43ページをお願いします。

12款 1 項. 公債費、2 目. 利子でございます。23節. 償還金利子及び割引料に長期債利子として389万5,000円の減額をお願いいたしております。支払い利子の確定によるものでございます。

44ページをお願いいたします。

13款. 諸支出金、2項. 諸費、1目. 国県支出金返納金でございます。合計で364万4,000 円をお願いいたしておりますけれども、内訳としましては、障害者医療費国庫負担金や子ど も・子育て支援交付金等の過年度返還金でございます。

45ページをお願いいたします。

14款1項1目.予備費でございます。今回予備費に720万2,000円の増額をお願いし、財源調整を図らせていただいております。

以上で一般会計補正予算(第2号)の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審 議賜りますようにお願いいたします。

〇議長(鳥飼勝美君)

次に、議案第39号及び議案第40号の補足説明を求めます。安永住民生活課長。

〇住民生活課長(安永宏之君)

それでは、議案第39号 平成28年度基山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の補 足説明をさせていただきます。

議案書の24ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ7,910万2,000円の追加をお願いし、総額を24億4,466万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、国民健康保険特別会計の事項別明細書により御説明をさせていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項の国民健康保険税につきましては、まとめて御説明をいたします。国民健康保険税の当初賦課額が確定をいたしましたので、全体で2,341万6,000円の追加をお願いしております。主な理由は、被保険者の増によるものでございます。

詳細につきましては、資料の24ページから29ページまでを後ほどお目通しをお願いいたします。

4ページをお願いいたします。

3款1項の国庫負担金、1目.療養給付費等負担金につきましては、326万9,000円の追加をお願いしております。歳出2款の保険給付費の増に伴う国庫負担金の増でございます。

5ページをお願いいたします。

3款2項の国庫補助金、1目. 財政調整交付金、1節. 普通調整交付金に102万1,000円の 追加をお願いしております。こちらも歳出2款の保険給付費の増に伴う補助金の増でござい ます。

6ページをお願いいたします。

6款2項の県補助金、1目. 財政調整交付金、1節. 一種交付金に71万5,000円の追加を お願いしております。こちらも歳出2款の保険給付費の増に伴う補助金の増でございます。

7ページをお願いいたします。

9款2項1目1節. 財政調整基金繰入金でございます。999万9,000円の減額をお願いして

おります。これにつきましては、平成27年度からの繰越金の額が多かったこと、それと税収 の見込みの増によりまして基金からの繰り入れが不要になったものでございます。

8ページをお願いいたします。

10款の繰越金でございます。平成27年度の歳入歳出差し引き残高が確定いたしましたので、6,068万円の追加をお願いしております。

9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款2項1目19節の一般被保険者高額療養費補助金につきましては、4月から7月までの支出状況と今後の見込みを勘案しまして不足が生じる可能性があることから、1,021万4,000円の追加をお願いしております。

10ページをお願いいたします。

9款1項1目の財政調整基金費でございます。25節の積立金でございますが、財政調整基金積立金として4,999万9,000円の追加をお願いしております。平成27年度から28年度への繰越金が多かったため、また、税収の見込みの増により積み立てが可能と考えられるものでございます。

11ページをお願いいたします。

11款1項2目の償還金でございます。国からの交付金などは現年分は概算で交付を受けまして、翌年度以降に精算をする仕組みになっております。多く交付されていた分をお返しする額として国界支出金返納金として681万2,000円、過年度療養給付費等負担金返納金として382万1,000円の追加をお願いしております。

12ページをお願いいたします。

11款 3 項 2 目の一般会計繰出金でございます。平成27年度に一般会計から繰り入れました 事務費の精算を行うものでございます。36万5,000円の追加でございます。

最後に、13ページをお願いいたします。

12款の予備費でございます。今回789万1,000円の追加をお願いしております。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第40号 平成28年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) の補足説明をさせていただきます。

議案書の27ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ727万2,000円の追加をお願いし、総額を2億2,177万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、後期高齢者医療特別会計の事項別明細書により御説明を申し上げます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

1 款の後期高齢者医療保険料でございます。まとめて御説明をいたします。平成28年度の 当初賦課が確定いたしましたので、678万8,000円の追加をお願いしております。被保険者の 増によるものでございます。1年間では約84名ふえております。

4ページをお願いいたします。

5款1項1目の繰越金でございます。平成27年度の歳入歳出差し引き残高が確定いたしましたので、48万4,000円の追加をお願いしております。

5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金でございます。収納した保険料は全て広域連合へ支出をすることになっておりますので、717万5,000円の追加をお願いしております。

最後に、6ページをお願いいたします。

4款2項1目の一般会計繰出金でございます。平成27年度に一般会計から繰り入れました 事務費の精算でございます。9万7,000円の追加をお願いしております。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〇議長(鳥飼勝美君)

次に、議案第41号の補足説明を求めます。古賀建設課長。

〇建設課長(古賀 浩君)

議案第41号 平成28年度基山町下水道事業会計補正予算(第2号)について補足説明をさせていただきます。

補足説明では議案により説明し、内訳を基山町下水道事業会計補正予算(第2号)実施計画兼事項別明細書により説明をいたします。

議案書30ページをお願いいたします。

第2条に定めました平成28年度基山町下水道事業会計予算の業務の予定量の補正をお願いいたします。

(4)主要な建設改良事業、ア. 工事請負費646万6,000円増額をお願いし、8,872万円といたします。

第3条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額の補正をお願いいたします。

第1款. 下水道事業費用5万5,000円を増額し、4億237万6,000円といたします。

続きまして、第4条、予算第4条本文括弧書き「87,161千円」を「87,106千円」に改め、 資本的収入及び支出の予定額を補正いたします。

資本的収入及び支出ですが、収入で第1款.資本的収入1,158万8,000円を増額し、1億3,876万6,000円といたします。

支出では、第1款. 資本的支出を1,153万3,000円増額し、2億2,587万2,000円といたします。

内容につきましては、平成28年度基山町下水道事業会計補正予算書に関する説明書でいた します。

1ページをお開きください。

収益的収入の補正はございません。

次に、収益的支出でございます。

説明書の3ページをお願いいたします。

1款1項1目. 管渠費に5万5,000円の増額をお願いし、962万円といたします。これは本年度に修繕を行います処理場はか異常通報装置のシステム保守管理委託料となっております。けやき台処理場ほか4カ所の保守管理となっております。

次に、資本的収入でございます。

説明書の6ページをお願いいたします。

1 款 4 項 1 目. 基金繰入額に1,158万8,000円の増額をお願いし、6,174万7,000円としております。これは基金への繰入金でございます。

次に、資本的支出でございます。

説明書の7ページをお願いいたします。

1款1項1目.下水道整備費、委託料に203万7,000円の減額をお願いいたしております。 これは管渠詳細設計業務委託料の減によるものでございます。また、下水道事業の全体計画 見直しに伴います都市計画決定変更図書作成及び全体計画見直し策定業務の委託料をお願い しております。 見直しでは、公共下水道事業整備区域と浄化槽設置による整備事業区域を見直し、効果的な事業推進を行うものであります。

続きまして、1款1項1目、工事請負費を伊勢前地区の汚水管整備の事業促進のため646 万6,000円の増額をし、8,872万円をお願いいたしております。

説明書8ページをお願いいたします。

1 款 3 項 1 目、基金積立金へ710万4,000円を増額し、715万7,000円をお願いいたしております。

収益的支出と資本的支出を合わせた補正額は、1,158万8,000円の増額となっております。 今回の補正につきましては、基山町下水道事業会計に1,158万8,000円の増額をお願いし、 現行予算と合わせた総額6億2,824万8,000円でお願いするものでございます。

以上で基山町下水道事業会計補正予算の補足説明を終わらせていただきます。

〇議長(鳥飼勝美君)

次に、認定第1号から認定第3号までの平成27年度各会計の決算についての補足説明を求めます。木村会計管理者。

〇会計管理者(木村 司君)

それでは、平成27年度基山町一般会計及び基山町国民健康保険、基山町後期高齢者医療の 各特別会計の決算に係る補足説明を行わせていただきます。

平成27年度基山町一般会計及び各特別会計の決算につきましては、地方自治法第233条の規定に基づき、政令の定めるところにより決算を調整し、一般会計及び特別会計の諸書類、その他政令で定める書類とあわせて町長に提出いたしました。町長は、決算及び関係書類を監査委員の審査に付するために、それらの書類を提出し、監査委員による決算審査が行われております。後ほど監査委員より意見を付して決算審査報告をしていただきます。

それでは、平成27年度各会計の決算を議会の認定に付するため、認定第1号 平成27年度 基山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第3号 平成27年度基山町後期高齢者 医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの3議案において、地方自治法及び地方自治 法施行令の規定に基づき、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関す る調書、決算に関する主要な施策の成果の説明書及び監査委員の決算審査意見書をつけて提 出しております。

また、決算説明資料を決算認定関係資料として提出しております。

決算に係る主要な施策の成果の説明書につきましては、先ほど町長が詳しく報告いたしま したので、省かせていただきます。

私のほうからは、実質収支に関する調書、財産に関する調書について説明をいたします。

まず、資料をごらんいただきたいと思います。まず、実質収支に関する調書をごらんください。よろしいでしょうか。

では、資料の1ページでございます。

まず、一般会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額66億5,133万5,000円、歳出総額64億3,851万3,000円で、歳入歳出差し引き額は2 億1,282万2,000円となっております。

平成27年度につきましては、翌年度へ繰り越すべき財源が2,623万9,000円ございますので、 実質収支額は1億8,658万3,000円となっております。

2ページをお開きください。

国民健康保険特別会計につきましては、実質収支額は1億1,068万円となっております。 続きまして、3ページをごらんください。

後期高齢者医療特別会計の実質収支額は、48万6,000円となっております。

次に、財産に関する調書について御説明いたします。

4ページをお開きください。

公有財産の土地及び建物につきまして、その主なものを御説明いたします。

まず、土地の公用財産の環境保全施設3,922.13平方メートルの減でございます。これにつきましては、下水道施設事業会計の移行に伴うものでございます。

公共用財産の公衆用道路4,764.59平方メートルの増につきましては、森林基幹道九千部山 横断線の移管に伴うものが1,843平方メートルでございます。残りは伊勢前の開発行為の帰 属による増でございます。

次に、建物の公用財産の環境保全施設の1,761.08平方メートルの減につきましては、下水 道施設の事業会計への移行に伴うものでございます。

公共用財産の社会教育施設1,184.67平方メートルの増につきましては、基山町立図書館の建設に伴うものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

山林及び出資による権利についてでございます。これについては、平成27年度中の増減は

ありません。

次に、6ページと7ページをごらんいただきたいと思います。

物品関係でございますが、50万円以上の物品について計上いたしております。これにつきましては、学校用教材として電子黒板が27台増加しております。

次に、基金関係の主なものについて御説明いたします。

8ページをごらんください。

財政調整基金の1億636万1,000円の増につきましては、1億570万円の積み立てと66万 1,000円の利子の積み立てによるものでございます。

減債基金の2,461万4,000円の減につきましては、38万6,000円の利子積み立てから2,500万円の繰り入れを減額したものでございます。

公共施設整備基金の3,201万5,000円の増につきましては、全額利子の積み立てによるものでございます。

教育施設整備基金の1,000万2,000円の減につきましては、2,000円の利子の積み立てと 1,000万4,000円の繰り入れによる減額でございます。

ふるさと応援寄附基金の3,409万4,000円の増につきましては、2,000円の利子積み立てと 3,409万2,000円の寄附金の積み立てでございます。

特別会計では、国民健康保険財政調整基金の2,239万4,000円につきましては、39万4,000円の利子積み立てと2,200万円の積み立てでございます。

次に、9ページから15ページまでにつきましては、会計別決算総括表と款別決算比較表を つけております。

決算内容の詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書、会計別決算総括表、款別決 算比較表、その他決算説明資料を提出しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上をもちまして平成27年度各会計の決算についての補足説明を終わらせていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜り、認定いただきますようお願いいたします。

〇議長(鳥飼勝美君)

次に、認定第4号の補足説明を求めます。古賀建設課長。

〇建設課長(古賀 浩君)

それでは、下水道事業会計の決算に係る補足説明をいたします。

平成27年度下水道事業会計の決算につきましては、地方公営企業法第30条第1項の規定に

基づき、政令に定めるところにより決算を調整し、下水道会計の諸書類、その他政令で定める書類とあわせて町長に提出をいたしております。町長は、決算及び関係書類を監査委員の審査に付するため、それらの書類を提出し、監査委員による決算審査が行われております。後ほど監査委員より意見を付して決算審査報告をしていただきます。

平成27年度基山町下水道事業会計決算の認定について、議案において平成27年度より企業会計に移行しておりますので、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定に基づき、下水道事業決算報告書、下水道事業損益計算書、下水道事業剰余金計算書、下水道事業貸借対照表及び決算附属書類、決算に係る主要な施策の成果の説明書及び監査委員の決算審査意見書を付して御提出いたしております。

それでは、別冊の平成27年度基山町下水道事業会計決算書をお願いいたします。

1ページの収益的収入及び支出、2ページの資本的収入及び支出につきましては、先ほど成果の説明書によりまして説明を町長からいたしておりますので、3ページからお願いいたします。

3ページをお開きください。

下水道事業損益計算書でございます。

営業収益が 1 億6, 295万2, 460円でございます。営業費用が 3 億3, 051万294円でございます。 営業外収益が 2 億3, 050万7, 902円でございます。営業外費用5, 256万4, 842円となっておりま す。経常利益が1, 038万5, 226円となっております。

5ページをお願いいたします。

下水道事業剰余金計算書でございます。

前年度資本合計 9 億7, 158万6, 142円に当年度末純利益1, 038万5, 226円を加えた、 9 億8, 197 万1, 368円が当年度末の資本合計額となっております。

6ページから9ページにつきましては、下水道事業貸借対照表でございます。

それでは、9ページをお開きください。

資本の部につきましては、資本金が8億8,254万5,895円、剰余金合計が9,942万5,473円となっております。

負債の部、資本の部合計57億8,271万4,456円となっております。

12ページからは、平成27年度基山町下水道事業報告書となっております。

決算の詳細につきましては、決算報告書のほか、損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表

ほか決算附属書類として事業収益明細書、事業費明細書のそれぞれの明細書を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

なお、下水道事業会計は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとなっております。 決算書では、公営企業会計を適用した年度から記載することとなり、適用初年度は事業収入 に関する事項など前年度にかかわる部分で一部記載がないものがあることを御理解いただく ようお願いを申し上げます。

以上をもちまして平成27年度下水道事業会計決算の補足説明をさせていただきました。何 とぞ御審議賜り、認定いただきますようお願い申し上げます。

〇議長(鳥飼勝美君)

ここで、午後1時まで休憩します。

~午後 0 時 休憩~ ~午後 1 時 再開~

〇議長(鳥飼勝美君)

休憩中の会議を再開します。

次に、監査委員による審査報告を求めます。過能代表監査委員。

〇代表監査委員(過能義隆君)(登壇)

それでは、平成27年度基山町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況の決算審査の報告をいたします。

意見書の1ページです。

まず、審査の対象ですが、平成27年度の一般会計と2つの特別会計の歳入歳出決算及び歳 入歳出決算事項別明細書並びに実質収支に関する調書、財産に関する調書を審査しています。 それから、特定の目的のために資金を運用する基金として設けられました、土地開発基金 など3つの基金の運用状況を審査しています。

審査の期間ですが、平成28年7月19日から8月2日までで、末次監査委員とともに審査をしています。

審査の方法ですが、決算係数の正確性、予算の執行状況等につきまして、通常実施すべき 審査手続を実施しています。

次に、審査の結果ですが、一般会計と2つの特別会計の決算書及びその附属書類は、いずれも法令に規定された様式に準拠しており、かつ決算係数は関係諸帳簿と符合して正確であ

ると認められました。

予算の執行状況につきましては、おおむね適正に執行されているものと認められました。 決算審査の意見につきましては、2ページから7ページに記載していますので、ポイント の部分だけ説明をさせていただきます。

2ページ、(1) 一般会計の収支状況についてです。平成27年度の歳入は66億5,100万円、歳 出は64億3,800万円で、形式収支は2億1,300万円の黒字となっています。これから翌年度に 繰り越すべき財源2,600万円を差し引いた実質収支で1億8,700万円の黒字となっています。

なお、歳入総額は平成26年度と比較しますと5億5,000万円増加していますが、これは、 図書館建設に伴う町債の増加が主なものであります。

次に、(2)国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の収支状況についてです。国民健康保険特別会計の歳入は23億6,900万円、歳出は22億5,900万円で、一般会計からの繰り入れが1億2,600万円あり、実質収支で1億1,100万円の黒字となっています。国民健康保険特別会計は、どこの自治体もそうですが、財政運営が非常に厳しい状況にあります。そのような中で、基山町の平成27年度の決算を見てみますと、歳入のうち国民健康保険税が3億9,900万円で、前年より579万円減少しましたが、歳出のほうも、歳出合計で60%を占めます保険給付費が13億6,000万円で、前年度より148万円減少しており、最終的には黒字を確保できています。

佐賀県では、平成27年度は20市町のうち13市町が赤字のようで、国民健康保険特別会計は 非常に厳しい状況にあります。国民健康保険税につきましては、住民の関心の高いところで もありますから、値上げは極力避けるべく、なお一層の収入率向上に努めていただきたいと 思います。

後期高齢者医療特別会計についてですが、歳入は2億400万円、歳出は2億300万円で、一般会計からの繰り入れが4,500万円あり、実質収支で49万円の黒字となっています。

次に、(3)財政調整積立金基金についてですが、この財政調整積立金基金は、平成27年度 1億600万円が積み立てられ、基金積立金残高は6億100万円となっています。平成26年度の 積立金残高の標準財政規模に対する割合は、12.7%となっていまして、佐賀県の平均値 20.2%に比べると低い割合になっています。積立金残高では、佐賀県で20市町のうち19番目 であります。非常の場合に備え、さらに積立金残高をふやしておくことが望ましいと考えま す。 次に、3ページ(5)町債残高と借入金利子についてです。町債残高は平成27年度62億800万円となっています。町債残高につきましては、平成21年度以降、減少してきましたが、平成27年度は8億5,100万円の借り入れがあり、年末残高は前年度に比べ2億9,200万円の増加となっています。平成26年度実績で、町民1人当たりに換算すると33万9,000円で、他市町と比べた場合には必ずしも多い金額にはなっていませんが、財政に関する健全化比率を算出する大きなポイントになっている項目で、この借入金の増減により比率が左右されます。

先ほど町長が報告された中で、平成27年度の将来負担率は24.2%となっておりまして、前年度に比べ9.6ポイント上昇していますが、この主な理由は、借入金の増加に伴うものであります。町債の増発はやむを得ない面もあるかと思いますが、極力発行額は抑制していただきたいと考えます。

次に、(6)自主財源についてです。自主財源につきましては、平成27年度は前年度より6,800万円減少し、31億6,000万円の歳入になっています。この増減を見てみますと、増収となっているのは、町税で2,300万円、財産収入で5,900万円、寄附金で6,200万円、繰越金で1億1,300万円。減収となっているのは、繰入金の3億400万円です。

町税のうち個人住民税は566万円、法人住民税は1,659万円の増収となっています。また、 寄附金収入のうち平成27年度ふるさと応援基金の件数は2,606件、6,215万2,000円となって おり、前年度より件数で2,601件、金額で6,121万5,000円増加しています。今後も高齢化の 進展などの要因もあり、それに公共施設の老朽化に対応するための経費の増加が予想され、 財政運営が厳しさを増してくると思われます。必要な住民サービスを確保するためには、この自主財源の増収は不可欠であり、自主財源の増収になる方策はいろいろ考えられると思います。今後とも自主財源構成比を高める財政運営に取り組んでいただきたいと思います。

次に、4ページ、(7)収入未済・不納欠損額についてです。③に記載しています平成27年度の町税の滞納額は4,600万円で、前年度に比べ1,600万円減少しています。

なお、国民健康保険税においても、滞納額は前年度に比べ1,200万円減少しています。そして、町税、国民健康保険税ともに滞納額は平成26年度、27年度と2年連続して減少してきており、これは徴収率向上対策の成果があらわれたものと評価できると考えます。住民の納付意識の低下を招かないためにも、また、今後も滞納額を増加させないためにも、なお一層、徴収率向上に取り組んでいただきたいと思います。

(9) 一部事務組合の負担金についてです。一部事務組合の負担金としては、消防が2億

1,800万円、ごみ処理が 2 億2,400万円、し尿処理が 1 億800万円、介護保険が 2 億1,200万円 あり、一部事務組合負担金以外に、ごみの処理では、塵芥不燃物収集業務に 1 億200万円の 経費がかかっています。特にごみの削減は、町民が意識改革をすることで確実に減らすことができると思います。町が町民に呼びかけて協力要請を行い、町、住民が一体となって経費の縮減に向けて取り組んでいくことが重要であると考えます。

最後に7ページ、(16)まとめに入ります。地方自治体の決算で黒字か赤字というのは、通常、実質収支で判断するのですが、基山町の実質収支額は、一般会計と特別会計の合計額で、ここ7年連続して毎年2億ないし3億円の黒字を計上しています。これは健全な財政運営に努めてきた結果と言えると考えます。

問題は、今後の財政運営と思います。今後は、歳入面では、国の財政状態から見ますと、 国庫補助金等の減少は避けられないと思いますし、基山町の場合は、特に高齢化の進展など による住民税等の収入の減少が予想されます。歳出面では、社会保障費や中学校校舎の大規 模修繕などの公共施設等の老朽化に対応するための経費が大幅に増加することが予想されま す。

結論ですが、今後の財政運営に当たりましては、平成28年度に目標の最終年度を迎えます第5次基山町行政改革大綱に基づき行政改革を推進するとともに、一層の各種財源・歳入の確保に町職員全員で取り組み、基金の有効活用及び借入金縮減並びに事務の効率的な執行等による歳出削減・抑制に努めていただきたいと思います。そして、目的とする住民のニーズを的確に把握したサービスの向上を図るとともに、基山町の活性化に努められることを望みます。

以上です。

続きまして、平成27年度下水道事業会計決算審査の報告をいたします。

意見書の1ページです。

初めに、地方公営企業会計制度につきましては、昭和41年以来の資本制度の見直し、会計基準の見直しが行われ、地方公営企業法等の改正により、平成26年度予算及び決算から適用されることになりました。基山町の下水道事業につきましては、平成27年3月31日まで特別会計での財務処理を行ってきましたが、平成27年4月1日から地方公営企業法の一部を適用させた財務規定の会計処理を行っています。

まず、審査の対象ですが、平成27年度基山町下水道事業会計決算について審査をしていま

す。審査の期間ですが、平成28年7月19日から8月2日までで、末次監査委員とともに審査をしています。審査の方法ですが、決算報告書、財務諸表、事業報告書及び各種明細書につきまして、地方公営企業法等の関係法令に従って作成されているか、係数は正確であるか、経営成績及び財政状態は適正に表示されているか、事業の運営は経営の基本原則に基づいて行われているかどうかを主眼に、関係帳簿及び証拠書類と照合等を行うとともに、関係職員から補足説明を聴取し、定期監査、例月出納検査の結果も参考にしながら審査をしています。

次に、審査の結果ですが、審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び各種明 細書につきましては、地方公営企業法等の関係法令に従って作成されており、係数は関係帳 簿及び証拠書類と照合した結果、誤りはなく、経営成績及び財政状態はおおむね適正に表示 されていると認められました。

決算審査の内容につきましては、1ページから20ページに記載していますので、ポイント の部分だけ説明をさせていただきます。

1ページ、1. 事業の概要についてです。

(1)業務量につきましては、第1表のとおりで、平成27年度に新たに供用を開始した主な地域は、本桜団地、きやま台団地で、平成27年度の普及率は76.7%で、前年度比7.7ポイントの上昇、水洗化率は98.7%で、0.1ポイントの上昇となっています。

次に、3ページ、2. 予算の執行状況についてです。

これにつきましては、消費税込みの金額で表示をされています。

初めに、(1)収益的収入及び支出の状況ですが、第3表及び第4表のとおりで、これにつきましては、営業活動により生じる収入、支出の状況であります。収益的収入は、4億636万9,000円であり、収益的支出は3億9,115万円となっています。

次に、4ページ、(2)資本的収入及び支出の状況ですが、第5表及び第6表のとおりで、これにつきましては、施設の整備などに係る収入と支出の状況であります。資本的収入は1億5,565万7,000円であり、資本的支出は2億3,764万9,000円となっています。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し8,199万2,000円不足していますが、これにつきましては、当年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額852万4,000円及び当年度損益勘定留保資金7,346万8,000円で補塡されています。

また、6ページ、(4) 平成27年度の一般会計からの繰出金の状況ですが、合計額で1億3,653万2,000円となっています。この内訳は、一般会計補助金、これは企業債の償還利息に

充てるものですが、4,575万1,000円、資本費繰入金、これは企業債の償還に充てるものですが、9,078万1,000円となっています。

次に、7ページ(3)経営成績についてです。これにつきましては、消費税抜きの金額で表示されています。

(1) 収益費用及び収支の状況ですが、第7表、第8表、第9表のとおりで、営業収益は1億6,295万2,000円、営業外収益は2億3,050万8,000円、総収益は3億9,346万円となっています。一方、営業費用は3億3,051万円、営業外費用は5,256万5,000円で、総費用は3億8,307万5,000円となっており、差し引き経常利益で1,038万5,000円となっています。

次に、10ページ、(4)財政状況についてですが、第11表、第12表の貸借対照表のとおりであります。

また、16ページ、(5)キャッシュフロー計算書は第16表、18ページ、(6)経営指標は第17表のとおりであります。

20ページ、(7)まとめになりますが、平成27年度は、特別会計から公営企業会計に移行した最初の年度であります。従来の現金の収入、支出をもって記録される現金式単式簿記から、債権、債務の発生時点で収益、費用に計上される発生主義をもって記録される複式簿記に変更することで、経営の実態、経営の成績、財務状態が明らかになり、関係諸表や経営分析指標をもとにした経営計画の作成等、経営改善への取り組みに役立つものとされています。

当年度の損益計算書を見てみますと、総収益3億9,346万円に対しまして、総費用3億8,307万5,000円で、差し引き1,038万5,000円の純利益を計上しています。

収益では、総収益に占める本業である営業収益は41.4%、営業外収益は58.6%となっており、営業外収益が大きく上回っています。営業収益のうち、事業収益の主となる下水道使用料が1億6,273万6,000円で、総収益の41.4%、営業外収益のうち他会計補助金が4,575万1,000円で11.6%、長期前受金戻入が9,314万9,000円で23.7%、資本費繰入収益が9,078万1,000円で23.1%となっており、これらで事業収益の99.8%を占めています。

一方、費用においては、営業費用のうち処理場費が9,072万9,000円で、総費用の23.7%。 減価償却費が1億7,342万7,000円で45.3%、営業外費用のうち支払利息は4,574万円で 11.9%、総費用の80.9%を占め、特に処理場費や減価償却費の割合が大きくなっています。

その結果、本業である営業収支は1億6,755万8,000円の赤字になっていますが、営業外収支の1億7,794万3,000円により黒字化、差し引き1,038万5,000円の純利益となっています。

基山町の下水道整備につきましては、基山町公共下水道事業全体計画書に基づき進められていますが、人口減少の中、下水道収入の増加は大きく期待できず、将来における施設の新設及び老朽化対策を考えた維持管理更新に多額の費用を要する状況にあり、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ませんが、財政状況が厳しい中、一般会計からの繰入金が恒常的に行われれば、他の会計を圧迫することになります。今後の事業運営に当たりましては、より一層の経営の効率化、コスト削減に努め、健全な下水道財政の維持を図り、安定的なサービスの提供が行われることに努めていただきたいと思います。

なお、減債基金の取り崩しがされていますが、減債基金の処分に当たっては、条例に基づき適切に行われるものであり、必要に応じ措置を講じていただくことを指摘させていただきます。

以上で終わります。

日程第23 報告第6号

〇議長(鳥飼勝美君)

日程第23. 報告第6号 教育委員会事務事業点検及び評価報告についてを議題とします。 これより報告を求めます。大串教育長。

〇教育長(大串和人君)(登壇)

報告第6号 教育委員会事務事業点検及び評価報告について、概要を御説明いたします。 教育委員会の事務事業の点検及び評価制度につきましては、地方教育行政の組織及び運営 に関する法律の第27条により、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執 行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出する とともに、公表しなければならない」とされています。

このため、本町教育委員会では、平成27年度事務事業について点検及び評価を行うため、 本町教育委員会の概要、活動実績並びに平成27年度基山町教育委員会の基本方針の各重点目標の評価について、取り組みと成果、自己評価、課題と今後の方向性について、事務事業の 点検及び評価を別添のとおりまとめました。

また、本報告書については、同法第27条第2項の規定に、「事務事業の点検及び評価を行うに際し、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」と規定されています。このため、学識経験を有する2名の方に、平成27年度教育委員会事務事業点検・評価報告書について御意見をお伺いいたしました。

それでは、本報告書の内容を御説明いたします。

- 1ページをお願いいたします。
- 1ページは、教育委員会の事務事業点検及び評価制度について説明をいたしております。
- 2ページをお願いいたします。
- 2ページは、教育委員会の概要について記載しております。
- 3ページをお願いいたします。
- 3ページから5ページにかけて、平成27年度の教育委員会の会議において審議した議案及びその結果と教育委員の活動実績を記載しております。
 - 6ページをお願いいたします。
- 6ページは、事務事業の評価の方法及び点検・評価に関する意見を伺った有識者について 記載しております。

7ページをお願いいたします。

7ページに、主要施策の評価として、平成27年度基山町教育の基本方針の重点目標を記載 し、これに基づいて7ページから24ページまで、それぞれの施策の目標と取り組み状況と成 果、自己評価、課題と今後の方向性について記載しております。

今年度も、①の取り組みと成果と課題及び自己評価、②課題解決に向けた今後の方向性については、該当する項目でそれぞれ詳しく表記しております。

25ページをお願いいたします。

25ページから平成27年度教育委員会事務事業点検・評価に関する有識者会議における意見書ということで、8月25日の有識者会議において御意見をお伺いし、その意見を取りまとめた意見書を添付しております。

以上で報告第6号 教育委員会事務事業点検及び評価報告についての概要説明を終わります。

日程第24 決算特別委員会の設置について

〇議長(鳥飼勝美君)

日程第24. 決算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。基山町議会委員会条例第4条第1項の規定により今期定例会に決算特別委員会を設置し、同条第2項の規定により決算特別委員会の委員の定数を12名とすることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

異議なしと認めます。よって、決算特別委員会を設置し、同特別委員会の委員の定数を12 名とすることに決しました。

なお、決算特別委員会の委員の指名については、基山町議会委員会条例第5条第4項の規 定により議長において指名を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(鳥飼勝美君)

異議なしと認めます。よって、議長において決算特別委員会委員の指名を行います。

決算特別委員会委員に、議長を除く全議員を指名します。

本日の会議は、以上をもって散会といたします。

~午後1時31分 散会~